

奈良市令和8年熊本地震災害ボランティア活動補助金 Q & A

【対象者・活動について】

Q1. 奈良市外に住んでいますが、奈良市内の会社に勤めています。対象になりますか？

A1. はい、対象になります。本市に住民票がある方のほか、市内の事務所・事業所に勤務されている方（在勤）、市内の学校に通われている方（在学）も対象です。申請時に、社員証や学生証の写しなど、在勤・在学が確認できる書類を提出してください。

Q2. 中学生だけでボランティアに行く場合、申請はどうすればよいですか？

A2. 未成年者のみでの活動は対象外となります。また、ボランティアセンターによっては「中学生は保護者同伴」「高校生は保護者の参加同意書の提出」等が受入条件となっている場合がありますので、事前に現地の募集情報をご確認ください。

Q3. 知人の家を片付けに行くだけの場合も補助されますか？

A3. いいえ、対象外です。現地の災害ボランティアセンター等が公的に募集を行い、受理された活動である必要があります。活動後に「活動証明書」を提出いただく必要があります。

【費用・領収書について】

Q4. 自分の車で現地へ行きます。ガソリン代や高速料金は補助されますか？

A4. いいえ、補助対象外です。自家用車を利用される場合の燃料代は自己負担となります。なお、高速道路については、所定の手続きにより災害ボランティア車両の無料措置が講じられる場合があります。

Q5. ホテルの宿泊料に食事代が含まれています。どう計算すればよいですか？

A5. 本補助金では食事代は対象外です。素泊まりプランでの予約をお願いします。

Q6. 領収書の宛名はどうすればよいですか？

A6. グループ申請の場合は、代表者のフルネームで受け取ってください。「上様」や宛名なしの領収書は受け付けられない場合があります。

【グループ申請について】

Q7. グループの中に奈良市民以外が混ざっています。一緒に申請できますか？

A7. グループとして一緒に申請は可能ですが、補助金の計算対象（上限3万円のカウント）になるのは、奈良市に在住・在勤・在学の方のみです。

（例：奈良市民3名、市外居住者1名の4名グループの場合、補助上限額は3万円×3名＝9万円となります）

Q8. グループでレンタカーを1台借りました。領収書は1枚しかありませんが大丈夫ですか？

A8. はい、大丈夫です。実績報告時に領収書を1枚提出いただければ、活動証明書のある人数で割って一人あたりの経費を市で算出します。

【手続きについて】

Q9. すでに現地で活動して帰ってきました。今から申請できますか？

A9. いいえ、できません。本補助金は「出発前の事前申請」が必須です。必ず活動を開始する前に申請書類を提出してください。

Q10. 被災地の状況が悪く、活動が中止になりました。ホテルのキャンセル料は補助されますか？

A10. いいえ、補助されません。実際に現地で活動を行い、「活動証明書」が発行された場合に限り補助対象となります。